

国立大学法人東京学芸大学公印の押印省略に関する取扱要項

〔平成9年3月26日〕
制 定

改正（施行）平17. 3. 31（17. 3. 31）

令3. 3. 25（3. 3. 25）

（趣旨）

- 1 国立大学法人東京学芸大学文書処理規則第26条の規定による公印の押印省略については、この要項の定めるところによる。

（公印の押印省略の範囲）

- 2 公印の押印省略の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）学内文書で次の区分に属するもの

- ア 学内会議の開催通知書
- イ 学内往復文書（申請、照会、依頼及び回答等）
- ウ その他学内通知文書

（2）学外文書で次の区分に属するもの

- ア 刊行物、資料等を送付する場合の送り状
- イ 文書の決裁権者が公印の押印省略を承認し、電子メール、ファクシミリ等を利用して発送する文書
- ウ その他事務連絡的な軽易な文書

（公印の押印省略の手順）

- 3 前項の公印の押印を省略する文書については、原議書の「添付物及び施行注意」欄に公印省略と明記の上、決裁を受け、文書の公印押印箇所に「（公印省略）」と記入するものとする。

附 則

この取扱要項は、平成9年4月1日から実施する。

附 則（平17. 3. 31）（抄）

平成16年4月1日から適用する。